

新宿区教育委員会会議録

平成21年第6回定例会

平成21年6月2日

新宿区教育委員会

平成21年第6回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成21年6月2日(火)

開会 午後 2時04分

閉会 午後 2時44分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	白 井 裕 子	委員長職務代理者	羽 原 清 雅
委 員	松 尾 厚	委 員	熊 谷 洋 一
委 員	木 島 富士雄	教 育 長	石 崎 洋 子

説明のため出席した者の職氏名

次 長	小 柳 俊 彦	中 央 図 書 館 長	野 田 勉
参 事			
教 育 政 策 課 長	竹 若 世 志 子	副 参 事	松 田 浩 一
事 務 取 扱			
教 育 指 導 課 長	上 原 一 夫	学 校 運 営 課 長	齊 藤 正 之
教 育 施 設 課 長	本 間 正 己	副 参 事	遠 藤 剛

書記

教育政策課管理係長	久 澄 聰 志	教 育 政 策 課 管 理 係 主 査	安 川 正 紀
教育政策課管理係	岩 崎 鉄 次 郎		

議事日程

議 案

- 日程第1 議案第24号 21年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について

報 告

- 1 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長に臨時代理を指示する件の執行について（教育政策課長）
- 2 新型インフルエンザへの対応について（教育政策課長）
- 3 平成20年度新宿区教育委員会情報公開制度及び個人情報保護制度の施行状況について（教育政策課長）
- 4 学校イントラネットシステム構築業務委託事業者の選定結果について（副参事「新図書館・学校情報化推進担当」）
- 5 教科書展示会等について（教育指導課長）
- 6 その他

開 会

白井委員長 ただいまから平成21年新宿区教育委員会第6回定例会を開会します。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、松尾委員にお願いいたします。

議案第24号 21年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について

白井委員長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 議案第24号 21年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について」を議題とします。

議案第24号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

はい、教育政策課長どうぞ。

教育政策課長 では、議案第24号について御説明いたします。

平成21年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針についてでございます。上記議案を提出するものでございます。

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行うに当たって、実施方針を定める必要があるためでございます。

ページを次にめくっていただきますと、その実施方針についてでございます。

1、趣旨ということで、新宿区の教育委員会が、教育に関する事務及び執行状況を点検及び評価し、課題や今後の改善の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図るものでございまして、また、点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、議会に報告するとともに公表することによりまして、区民への説明責任を果たし、信頼される教育行政の推進を図るという趣旨で行うものでございます。

実施方法ですが、(1)平成20年度新宿区教育委員会「基本方針」に基づく主要事業を対象といたしまして、点検及び評価を行うものです。

(2)点検及び評価は、平成20年度の主要事業の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の方向性を示すものとし、年1回実施するものです。

(3) 事務事業の進捗状況等を取りまとめ、学識経験者の意見を聴取した上で、教育委員会において点検及び評価を行うとするものです。

学識経験者は、教育に関し学識経験を有する者の中から教育委員会が委嘱するとしております。

最後ですが、教育委員会で点検・評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を区議会へ報告し、また、報告書は公表するものとするということでございます。

次のほうは、参考ということで書類をつけてございますが、根拠法令ということで地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第27条を抜粋して載せてございます。これは義務規定となっている関係から、必ず行わなければならないという業務になっております。

また、「教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図る」というふうにあります。学識経験ということではありますが、必ずしも大学等の教授等、そういった方でなくてもいいというような見解は文科省のほうから出ているところでございまして、この点につきましては現在対象の方をいろいろ今当たっているところでございまして、いずれかのときには御報告したいと思っているところでございます。

2の20年度新宿区教育委員会「基本方針」に基づく主要事業一覧でございますが、方針が4つございまして、それぞれに事業がぶら下がっております。これらの事業について、点検・評価を行うという考え方で方針をまとめてございます。

最後ですが、点検及び評価の流れということで、今、事務局のほうで主要事業の進捗状況等を取りまとめの作業中でございますが、それがまとまったところで、7月ごろ有識者から意見を聴取し、8月には報告書を作成し、9月に議会報告をし、そしてそれらの点検・評価の結果を踏まえて、次年度の主要施策のほうの予算要求に必要なものがあれば、それに反映させていくというような、そういう考えで方針をまとめたというところでございます。

以上です。

白井委員長 説明が終わりました。

御意見、御質問を承ります。

御意見、御質問ある方いらっしゃいますか。

御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

議案第24号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

白井委員長 議案第24号は原案のとおり決定いたしました。

以上で本日の議事は終了いたしました。

報告 1 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長に臨時代理を指示する件の執行について

報告 2 新型インフルエンザへの対応について

報告 3 平成 20 年度新宿区教育委員会情報公開制度及び個人情報保護制度の施行状況について

報告 4 学校イントラネットシステム構築業務委託事業者の選定結果について

報告 5 教科書展示会等について

白井委員長 次に、事務局からの報告を受けます。

報告 1 から報告 5 までについて一括して説明を受け、質疑を行います。

事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長。

教育政策課長 では、私のほうからは報告 1 と報告 2、そして報告 3 ということで、続けて報告させていただきます。

まず報告 1 ですが、こちらは資料がございます。

これは、5月29日の臨時教育委員会で決定いただきました、新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長に臨時代理を指示する件の執行についてということでございます。

これにつきましては、去る5月28日、第4回臨時会において議決をいただいているところでございますが、それについて下記のとおり報告するものでございます。

1、臨時代理の指示を受けた内容でございますが、この内容は、新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を平成21年5月31日までに制定すること。ただし、平成21年新宿区教育委員会第22号議案で議決した内容で、新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が平成21年第2回新宿区議会臨時会に提案され、当該条例が原案どおり可決、制定され、新宿区長が当該条例を公布した場合に限るということでしたが、過日そのとおり可決され、公布されておりますので、それに基づきまして臨時代理を行ったものでございます。

臨時代理を行った内容は、新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を制定したものでございます。

臨時代理を行った日は、平成21年5月29日でございます。

次のページを開いていただきまして、5月29日、新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布するという内容で、その内容としましては、新宿区教育委員会規則第10号ということで、新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則でございます。

新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

平成21年6月に支給する勤勉手当に関する特例ということで、これは人事院勧告、そして東京都の人事委員会勧告、また特別区の人事委員会勧告で、それぞれ平成21年6月の期末手当、勤勉手当のそれぞれ0.2カ月分を凍結するという勧告が出されまして、それに基づきまして区長会で決定したものでございますが、幼稚園教育職員についても0.2カ月が凍結されるという取り扱いになったものです。

それに伴いまして、平成21年6月に支給する勤勉手当に関する内容がここで規則にも規定されてございますので、その規則の部分の割合比をあわせて改定するものでございます。

勤勉手当に関する第4条第1項の規定の適用については、同項第1号中の「100分の75」とあるのを「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」と、同項第2号中の「100分の37.5」とあるのは「100分の32.5」と、そして「100分の45」とあるのは「100分の40」とするものでございます。

なお、この勤勉手当に関する取り扱いにつきまして、この割合比は期末手当におきましても、あくまでも暫定措置でございまして、今後正式に過去1年間の民間の調査の結果、期末手当の支給割合が確定した段階で一年を通して調整するというような形になっていくものでございます。

以上、報告の1は終わります。

次に、新型インフルエンザへの対応について御説明します。

こちらは資料がございませんが、実は5月29日をもちまして、新型インフルエンザの国内発生に伴う6月前半の修学旅行の取り扱いについて、教育委員会として区長の意向も受けながら決定したもので、修学旅行、実は落合中学校、牛込第三中学校が6月8日出発。西戸山中学校が6月11日出発でございましたが、この3校につきましては延期を決定したというものでございまして、学校には生徒と保護者の意向なども十分周知して新たな日程を調整していただくようお願いをしているところでございます。

なお、6月後半、6月24日にまだ2校出発する学校がございますが、こちらのほうは現在の動向等を踏まえると、また梅雨も近づいてまいっているというような状況もございます。特段大きな感染等の動向の変化がなければ、そのまま実施が可能ではないかというように、今のところ考えている次第でございます。

以上で報告の2を終わります。

そして次、報告3でございますが、こちらは資料がございます。

平成20年度の情報公開制度及び個人情報保護制度の施行状況についてということでございます。こちらは、例年この時期に1年分の実施結果がまとまりまして、いつも御報告を申し上げているものでございます。

これは、新宿区の情報公開条例第19条及び個人情報保護条例第41条におきまして、区長は実施機関に実施状況の報告を求め、それを毎年度取りまとめて公表することとなっております。それぞれの規則のほうで6月末までに公表するというように取り決められてございますので、今回報告するものでございます。

まず、ページを開いていただきまして、1ページでございますが、公文書公開請求の状況でございます。

教育委員会は昨年は全部で10件ございまして、全部公開は4件、部分公開は4件、不存在によるもので非公開であったものが2件ということです。内訳といたしましては、ここに記載のとおりでございます。内容をごらんいただければと思います。

次に、2ページ目でございますが、異議申立ての処理状況でございますが、20年度はございませんでした。

次の3ページ目でございます。自己情報開示請求の状況でございますが、20年度は1件ございまして、全部開示してございます。内容につきましては、教育指導課の教育相談申込票、教育相談票、ケース終結記録、御自分の記録でございますが、それを全部開示してございます。

次に、自己情報訂正請求の状況でございますが、これはなしでございます。

また、自己情報利用停止請求の状況についてもなしでございます。次の異議申立ての処理状況についてもなしでございます。

次の5ページ目から、ページでいきますと18ページまででございますが、こちらは7番の個人情報業務登録の状況ということで、教育委員会は個人情報についての業務の登録件数が全部で648件ございます。

例えば、内訳のほうを見ていただきますと、教育政策課のほうでは教育委員会表彰を行うために取得した個人情報、また学校長の叙位・叙勲の表彰のために取得している個人情報。そういった例えば地方教育行政功労者の推薦のための個人情報などなど、学校におきまして教育委員会事務を行うに当たりまして、さまざまな個人情報が取得されてございまして、それを業務登録しているという内容でございます。内容につきましては、後ほど改めていただければと思います。

次に、19ページでございますが、こちらのほうは個人情報ファイル登録の状況でございます。こちらのほうはいわゆる電子情報でファイルが登録されているものでございます。教育委員会としては35件でございます。

例えば、教育政策課で、奨学金資金貸付業務をシステム化しておりまして、その中に奨学資金を借り入れている方々の個人情報が入っております。そういった形でこのように電子情報化されているものがあるということで、ごらんいただければというように思います。

次の21ページでございますが、個人情報業務委託の状況でございます。全部で12件でございます。

例えば、内訳を見ていただきますと、教育委員会では学校職員等の健康管理を行っておりまして、その健康管理に関するものを業務委託して実施しておりますので、そういう関係からこういった業務委託が発生しているということでございます。

また、教育政策課のほうでは「しんじゅくの教育」をカセットテープ版で障害のある方に出しておりますけれども、それを作成するために業務委託をしたり、あとは点字版を作成するに当たっても、それを業務委託しておりますが、そして、その作成したものを区の指示する方へ直接郵送していただくという業務を委託しておりますので、そのような業務委託が登録されているということでもあります。

また、教育指導課におけます確かな学力育成に向けた取り組みに関する意識調査、あと、子どもほっとライン、これはいじめ等の問題の相談業務でございますし、中央図書館におきましては、利用者登録、また図書館でのビジネス情報支援相談業務などを委託してございまして、こういったものが登録されているということでございます。

次に、22ページのほうでございますが、目的外利用の状況は特段なしでありました。

また、外部提供のところでございますが、1件ございまして、これは教育政策課のほうで行っている健康診断に関するものでございます。これは、公立学校共済組合東京支部のほうに外部提供しているケースがございます。それは、特定健診及び特定健康指導を義務づけら

れた医療保険者から、これは公立学校共済組合東京支部に当たりますが、そこから提供を求められた事業者は、これは教育委員会でございますが、健康診断記録を提供しなければならないということがございまして、それは法令に基づくものということで外部提供しているというものでございます。

次の23ページでございますが、電子計算機の結合については状況としてゼロでございます。

そして24ページ、指定管理者による管理の状況でございますが、新宿区立女神湖高原学園につきまして委託管理をお願いしておりまして、その宿泊予約台帳等の管理をお願いしておりますので、そこに記載の内容について指定管理者に管理させているというものでございます。

また、個人情報を取り扱う事務に係る実習生受入状況ということで、教育指導課、中央図書館にそれぞれ資格を取得するための教育実習がございましたり、専門学生を対象として実施しているインターンシップなど、そういった内容での実習がございまして、そこから派遣された学生の個人情報を取得して管理しているというものでございます。

最後に25ページですが、個人情報を取り扱う事務に係る派遣労働者の受入状況ということでこれはなしでございます。

以上、私のほうからは3番まで御報告を申し上げます。以上です。

白井委員長 はい、新図書館・学校情報化推進担当、お願いします。

副参事（新図書館・学校情報化推進担当） 報告4について御説明申し上げます。

学校の情報化の骨格部分であります、学校イントラネットシステム構築業務委託事業者をプロポーザル方式で選定いたしましたので御報告申し上げます。

選定スケジュールと事業者選定の経過等を同時に御説明申し上げます。

4月10日から23日まで、参加する事業者を公募いたしました。6社から参加申請がございました。しかし、応募書類提出期間までに4社から辞退ということで、結局は2社の参加により選定に入りました。

第一次審査は5月15日に書類審査ということで、資格要件等々を審査いたしました。2社とも通過ということで、その後、第二次審査としまして、5月20日に業者による1時間にわたるプレゼンテーションをそれぞれ聞いて審査会を開きまして、二次審査を行いました。その後、5月28日に指名業者選定委員会の承認を受けまして、選定、受託事業者を決定したところです。

3番、受託事業者でございますが、日本電気株式会社でございます。日本電気株式会社に

決定をいたしました。

4番、今後の予定ということで、もろもろペーパーのほうに書いてございます。

2枚目をお開きください。

こちらは最終的な2社の選定による評価表でございます。総計ということで、1万点満点で、経費の部分、値段の部分を3,000点満点、システムの内容のところを7,000点満点ということで評価をいたしました。合計1万点ということで、日本電気株式会社が9,181点、一応B社としておりますけれども、もう一社のほうが7,006点ということで、日本電気株式会社のほうを最優良提案事業者ということで選定をいたしました。

評価項目の内訳等々につきましては、下にお示しをしております。

以上、御報告を終了いたします。

白井委員長 はい、教育指導課長。

教育指導課長 私からは、報告5につきまして口頭で御説明申し上げたいと思います。

当委員会でも以前にも御説明申し上げたように、今年度は4年に一度の中学校の教科書採択をお願いする年でございます。あわせまして、一般図書につきましては毎年度ということで、今年度も同じく採択をお願いする年でございます。

つきましては、その折に教科書展示会を実施をしております。その展示会でございますが、教科書の発行に関する臨時措置法第5条に基づきまして都道府県教育委員会が行うことになっております、法定展示会というものがございます。今年度も東京都のほうから依頼を受けまして、今年度は6月19日から14日間ということで、6月19日から7月2日にかけて法定展示会というものを実施いたします。

重ねまして、4年に一度の採択がある年につきましては、東京都教育委員会で独自に、その法定展示会に先立つこと10日間、特別展示会を実施するということになっておりますので、それから先立つこと、10日前ということで、土日も含めますので実際には6月5日から6月18日まで特別展示会というものも実施いたします。ということで、今年度は6月5日から7月2日まで特別展示会、法定展示会という形で一般の方々、保護者の方にもごらんいただけるような展示会を実施いたします。

展示会場でございますが、教科書センターということで、本区におきましては教育センター6階がその教科書センターに当たります。

なお、幅広く区民の方にごらんいただけるようにということで、この期間中、4階の教育委員会の前の廊下のところにも展示をいたします。あわせまして、6月19日から7月2日の

法定展示会のときには、中央図書館の協力も得まして、その中央図書館とということで3カ所展示をするということになります。

なお、例年この期間中、さまざまな方々にごらんいただきまして、そして感想用紙等々も置いておきます。そして、残していただきますので、またそれがまとまりましたら、皆様方にもこのような感想が寄せられたということをお知らせをしたいと思います。

以上でございます。

白井委員長 説明が終わりました。

報告1について御質疑のある方はどうぞ。

報告1は、前回の臨時会で議決されたものに基づいて執行されたという御報告のようですので結構でよろしいですね、質疑のほうは。

報告2について、御質疑のある方はどうぞ。

はい、どうぞ。

松尾委員 この件について連絡をとった際に、中学校とかあるいは保護者から何らかのリアクションのようなものはありましたか。

白井委員長 はい、教育指導課長。

教育指導課長 何件か保護者あるいは生徒さんと思われる方からお電話がありました。中止なのか延期なのかということで、ぜひ中止にしないでほしいというような、そんなような意見があったところでございます。

学校に対しましては、ぜひ延期の方向でということで指示をしたところでございまして、今現在入っているところでは、延期にしている学校、全校何らかの形で後日実施をしていただくような方向で進んでいると聞いてございます。

以上でございます。

白井委員長 よろしいでしょうか。

次に、報告3について御質疑のある方はどうぞ。

はい、松尾委員。

松尾委員 この報告3の1の公文書公開請求等の状況の内訳の中に、第4項、新宿区内における小学校・中学校での教師、生徒、保護者に対するいじめ問題に関するアンケートの内容、結果、統計資料過去5年分というものが不存在ということになっておりますが、これは、いじめ問題に関する調査等を教育委員会が過去5年間に何もしていないというわけではないと思うんですが、これまでどのような調査等を行ってきたのかについて御説明いただければと

思います。

白井委員長 はい、教育指導課長。

教育指導課長 まず、実は今回これを請求された方が学生さんでいらっしゃるって、何らかの形の研究で使いたいという目的であったようでございます。基本的にアンケートということで御指定されましたので、特にとっていないという話はいたしましたけれども、毎年度、これは国の問題行動調査、これは国を通して、そして区という形で実施をしているものでございますけれども、その問題行動調査の中には、いわゆる各学校で発見されたいじめ、そして解決した件数という点での、そういう件数については出ているものでございます。

また、生活指導主任を通して、さまざまな学校で何らかの形での問題行動が発生しているわけでございますので、その都度、学校独自におきましてはさまざまな形で、これがアンケートという形もあるかもしれませんが、あるいは道徳、特別活動という中でとっているものだと思います。

幅広い意味で教育委員会がとっているものという形では、すべてそういうものもひっくるめるのかもしれませんが、御依頼になられた方とのお話の中では、特段そこまで求めるものではないということでしたので、一応今回は不存在という形にさせていただきましたが、今委員御指摘のとおり、もちろん各学校の中ではさまざまな形でとっておりますし、件数につきましても私ども把握しているところでございます。

以上でございます。

白井委員長 よろしいでしょうか。

松尾委員 はい。わかりました。

白井委員長 ちょっと形式的なこと、御質問なんです、今の表の部分で、決定区分非公開、その右側に非公開部分としての理由が多分不存在というような書き方をしているんですけども、この決定区分という欄のところ、上の公開決定等件数の分け方が8つに分類されていますよね。それを下に、要するに3番、4番は不存在というような形で書くのが適当なような気がするんですが、それとも公開か非公開かだけを決定区分として書くように法律か条例上なっているということなんでしょうか。ちょっと形式的なことをお聞きします。

はい、教育政策課長。

教育政策課長 ここの決定区分のところですが、部分公開か非公開か公開という、この3つの区分になりますので、要するに不存在というふうな場合におきましても非公開というふうな区分になるということでございます。

上のほうの全部公開、部分公開、非公開、不存在といろいろ理由のところの欄ですけども、こちらのほうの非公開というのは、全面非開示にしてしまったもので、文書はあるけれども、内容が非公開にかかわるものだからすべて非公開といったものがここに該当しまして、今回ここ不存在というのが2件でしたので、集計の段階では不存在2というような形で、この決定区分のところは今言ったように3つの区分の中で区分けをしたということでございます。

白井委員長 はい、わかりました。

羽原委員長職務代理者 総務省の発表の形態に合わせているわけですよね。総務省のホームページを見ると、こういう表現で不親切だなと僕は思っているけれども、やむを得ないなど。白井委員長 多分決定区分が3つしかないというような法律または条例がそういう形なのかもしれないので、とりあえずそういう御説明で納得いたしましたので。

それ以外に報告3について御質問のある方いらっしゃいませんか。

はい、松尾委員。

松尾委員 後ろのほうになるんですけども、この第7項の個人情報業務登録の状況という一覧表がありますけれども、これ見ていきますと、小学校、幼稚園等がありまして、その後、四谷子ども園がありますね。これ見比べてみますと、小学校、中学校、幼稚園、各校同じような内容のファイルが並んでいるんですけども、子ども園のところは少しほかと異なっているわけです。その理由について御説明いただければと思うんですが。

白井委員長 はい、お願いします。

学校運営課長 他の幼稚園、小学校と違う部分といたしましては、この子ども園に関しましては、保育園部分で行っている、認可保育園の機能もあわせ持っているといったところから、実際には一時保育だとかつどいの部屋、こういったものは事業として行っている内容ということで、他の施設では行っていないという部分でほかのところとの違いがあらうかと思いません。

ただ、そのほかにつきましては、基本的には同じ内容をというものなんですが、若干その表現の仕方などが違っていたり、幼稚園と子ども園というところでの違いでは、幼稚園運営が子ども園運営になっている、学籍は学籍のまま、幼児指導が園児指導というようなことで、先ほど申しあげました保育園部分のお子さんを含めて表現をした場合に、若干言葉は変えて使っていると。そのほかについては独自の事業があるといったところで他との違いが出ているものと考えております。

白井委員長 よろしいでしょうか。

はい、松尾委員。

松尾委員 これは、新しいからこういうふうに変ったというわけではなくて、その保育園部分と、それから幼稚園機能の部分とをうまく統合して表現し直したためにこのような違いが生じているという理解でよろしいでしょうか。

白井委員長 はい。

学校運営課長 御指摘のとおりでございます。

白井委員長 ほかにありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告4のほうに移ります。

報告4について御質疑のある方はどうぞ。

はい、羽原委員。

羽原委員長職務代理者 参考のために伺うんですが、4社の辞退、6社中4社が辞退したと。その事情を差し支えない範囲で教えてください。

白井委員長 はい、どうぞ。

副参事（新図書館・学校情報化推進担当） 今回、業者にとってはハードルが結構、資格といますか、高かったのかなと。いろんな資格を持っている企業であるとか、自治体等に納入実績があるところとか、そういう形をお願いをしたんですけども、なかなか多くの企業さんに手を挙げていただくことはできなかったということと、それから、手を挙げていただいた6社の中で4社が辞退ということになったんですが、区が利用している、今我々のほうで利用しているような方式というのを、これが安くて便利というふうに言われている方式なんです、それを使って開発をお願いしますというような仕様だったんですが、そこをなかなか業者さんが特殊な様式ということで得意でなかったといますか、そういうことで辞退ということになったのかなというふうに思っております。

以上です。

白井委員長 よろしいでしょうか。

ほかにありますか。

はい、松尾委員。

松尾委員 ただいまの件で、辞退書の提出に当たっては、その辞退理由について述べられているのでしょうか。

白井委員長 はい、お願いします。

副参事（新図書館・学校情報化推進担当） 業者さんのほうでは、イントラ構築と公務支援システムと2本同時をお願いをしたのがやはりボリューム的に厳しかったとか、そういった形での記入があったというものはございました。

白井委員長 よろしいでしょうか。

ほかにございますか。

ほかに御質問がなければ、報告5について御質疑のほうに移ります。

教科書の展示に関する御報告でしたが、何か御質問ありますか。よろしいでしょうか。

松尾委員どうぞ。

松尾委員 正直申し上げて、私は教育委員になるまでこのような教科書の展示会がなされているということを全く知りませんでした。区民の皆様はどうやって周知するのかという点について御説明いただきたいんですけれども。

白井委員長 はい、教育指導課長。

教育指導課長 例年そうなんですけれども「広報しんじゅく」にお出ししております。それとあと、ホームページのほうで御紹介をしているところでございます。まだまだ周知が足りなくて申しわけありませんでした。

白井委員長 先ほど説明で、展示場所の教育センターとはコズミックのところということですよね、一般的に。わかりやすくちょっと説明すると。

はい、教育指導課長。

教育指導課長 そのとおりでございます。コズミックの6階の教育開発室というところ、そこが、基本的には本区におきます教科書センターの役割を果たしているところでございます。そちらで、まさにすべての、今年度は中学校ですけれども、中学校に限らない小学校全社、昨年度皆様に御採択いただいたものも含めて、全部展示をしてございます。そして中学校のものも展示してございます。

なお、この本庁舎の4階、教育委員会の廊下、それと中央図書館には、今年度4年に一度の採択をお願いいたします中学校の全社の教科書についてはあわせて展示をしているといったところでございます。

白井委員長 よろしいでしょうか。

ほかに御質問がなければ、本日の日程で報告6、その他となっておりますが、事務局から報告事項ありますでしょうか。

教育政策課長 特にございません。

白井委員長 報告事項がその他ないということですので、報告事項は以上で終了いたします。

閉 会

白井委員長 以上で本日の教育委員会は閉会といたします。

お疲れさまでした。

午後 2時44分閉会